

《高新技术企业认定管理办法》修订的解读

「ハイテク企業認定管理弁法」の改正を読み解く

2016 年 01 月 29 日、中国科学技术部、财政部、国家税务总局联合发布修订后的《[高新技术企业认定管理办法](#)》。新办法相对于原《高新技术企业认定管理办法》（以下简称“原办法”）在企业的认定条件、认定流程和监督管理上均有所调整，本文拟从修订缘由、修订要点以及对企业的影 响等方面简要介绍新办法。

2016 年 1 月 29 日、中国科学技术部、财政部、国家税務総局は、改正後の「[ハイテク企業認定管理弁法](#)」を共同で公布した。新弁法は旧「ハイテク企業認定管理弁法」（以下、「旧弁法」という）と比べて、企業の認定条件、認定手順、監督管理の面でいずれも若干の調整がなされている。本稿では改正に至った経緯、改正ポイント及び企業への影響などの方面から新弁法について考察する。

一、 修订缘由

自 2008 年实施以来，随着经济形势发展，原办法的规定暴露出许多不足，比如所规定的技术领域范围滞后，一些新兴产业特别是现代服务业在技术领域 中体现不足，对中小企业支持力度不够，认定程序和后续监管有待完善等。有鉴于此，为促进产业结构的调整，增强持续增长动力，今年 01 月 13 日的国务院常务会议决定进行此次修订。

一、 改正に至った経緯

2008 年に実施されて以来、経済情勢が変化するにつれ、旧弁法では技術分野の範囲に関する規定が追いつかず、一部新興産業、とりわけ現代サービス業の技術分野の内容が十分には体现されておらず、中小企業に対する支援が足りず、認定手順と事後の監督管理の規定を更に整備すべきであるなどといった問題が顕在化していた。このため、産業構造の調整を促し、経済成長の持続的な原動力を増強することを目的として、今年の 1 月 13 日に国务院常務會議において今般の改正が決定された。

二、 修订要点

与原办法相比，新办法在高新技术企业资格（以下简称“资格”）的认定条件、申请材料及监督管理等方面的变化如下：

二、 改正ポイント

旧弁法と比べ、新弁法におけるハイテク企業資格（以下、「資格」という）の認定条件、申請書類及び監督管理などの方面で以下の変化がある。

1. 认定条件变化

序号	变化	内容
(1)	删除知识产权获得的时间限制	新办法删除了原办法对获得知识产权“近三年内”的时间限制。
(2)	取消独占许可的获得方式	新办法取消了“通过 5 年以上的独占许可”获得知识产权的方式。
(3)	降低科技人员占比指标	新办法要求科技人员占比不低于 10%，且不再做学历限制，以适应企业研发外包、开放式众包等研发形式。
(4)	降低中小企业研发费用占比	在保持大中型企业 3%和 4%研发费用占比不变的情况下，降低销售收入小于 5000 万元企业的研发费用占比，由原来的 6%降到目前的 5%。

1. 認定条件の変化

番号	变化	内容
(1)	知的財産権の取得期間の制限が削除された	新弁法では、旧弁法における「直近 3 年以内」に得た知的財産権であること、という取得期間の制限が削除された。
(2)	専用実施権による取得方式が廃止された	新弁法では、「5 年以上の専用実施権」による知的財産権の取得方式が廃止された。
(3)	科学技術職者の割合に関する基準が引き下げられた	新弁法では、科学技術職者の割合が 10%以上でなければならないとしたうえで、企業研究開発のアウトソーシング、一般向けのクラウドソーシングなどの研究開発方式に適応するために、学歴制限を撤廃している。
(4)	中小企業における研究開発費用の比率が引き下げられた	大企業・中規模企業における研究開発費用の比率は従来通りそれぞれ 3%と 4%に据え置くが、売上が 5000 万元未満の企業の研究開発費用の比率を従来の 6%から現在の 5%に引き下げている。

(5)	调整创新领域定位	新办法对创新领域的定位由原办法的“产品（服务）”修订为“对主要产品（服务）发挥核心支持作用的技术”，将核心技术（而非产品本身）作为认定的重点。同时，附件《国家重点支持的高新技术领域》也做了相应的修订。
(6)	新增合规要求	新增对企业近一年内安全、质量及环境方面的合规要求。

2. 申请材料变化

序号	变化	内容
(1)	迎合“三证合一”的变动	新办法取消原办法要求的“营业执照副本、税务登记证”。
(2)	简化职工和技术人员的情况说明	新办法用“情况说明”替代原办法的“企业职工人数、学历结构以及研发人员占企业职工的比例说明”。是否还需要做学历结构的说明待后续制定的《高新技术企业认定管理工作指引》进一步明确，从《高新技术企业认定管理工作指引》征求意见稿的内容来看，情况说明中需要说明企业科技人员占比，但学历结构已经不作要求。
(3)	缩短公示时间	新办法中审查认定的公示时间由原来的 15 个工作日缩短为 10 个工作日。
(4)	新增技术创新证明材料	新办法新增“企业高新技术产品（服务）的关键技术和技术指标”相关材料。
(5)	新增审计/鉴定报告	新办法修订后要求提供近一个会计年度高新技术产品（服务）收入专项审计或鉴定报告的要求。
(6)	新增年度纳税申报表	新办法修订后要求提供近三个会计年度企业所得税年度纳税申报表的要求。

(5)	イノベーション分野の定義が調整された	新弁法では、イノベーション分野の定義が旧弁法の「製品（役務）」から、「主要製品（役務）」に対して、基幹的な支援効果をもたらす技術に調整され、コア技術（製品そのものではない）を認定の重点対象としている。また同時に、付属文書「国が重点的に支援するハイテク分野」も、これに伴い調整がなされている。
(6)	コンプライアンス要求が新たに追加された	企業に対し、直近 1 年における安全上、品質上の問題及び環境方面での法令順守の要求が新たに要求されている。

2. 申請書類の変化

番号	変化	内容
(1)	「三証合一（3つの証書の登記一本化制度）」に合わせた変更	新弁法では、旧弁法における「営業許可証の副本、税务登记证」の要求が取り消された。
(2)	従業員及び技術職者に関する状況説明が簡素化された	新弁法の「状況説明」は、旧弁法の「企業従業員数、学歴構成及び企業従業員に占める研究開発者の割合に関する説明」を代替するものである。学歴構成についての説明が必要であるかどうかについては、今後、制定される「ハイテク企業認定管理作業の手引き」において更に明確にされる必要があるが、「ハイテク企業認定管理作業の手引き」（意見募集案）の内容を見る限りでは、状況説明では企業における科学技術職者の割合を説明する必要はあるものの、学歴構成に関する説明は要求されていない。
(3)	公示期間が短縮された	新弁法における審査認定後の公示期間は、従来の 15 営業日から 10 営業日に短縮された。
(4)	技術革新証明資料が新たに追加された	新弁法では「企業ハイテク製品（役務）のコア技術及び技術指標」の関係資料が新たに追加された。
(5)	監査/鑑定報告書が新たに追加された	新弁法改正後、直近 1 会計年度のハイテク製品（役務）収益に関する監査又は鑑定報告書の提出が求められる。
(6)	年度納税申告表が新たに追加された	新弁法改正後、直近 3 会計年度の企業所得税年度納税申告書の提出が求められる。

3. 监督管理程序变化

序号	变化	内容
(1)	取消复审	新办法取消了原办法规定的在资格有效期满后的“复审”，即，新办法实施后，资格有效期满，企业应重新进行申请。
(2)	明确整体搬迁资格继续有效	新办法明确在高新技术企业资格有效期内，企业完成跨认定机构管理区域整体迁移的，其资格继续有效。但跨认定机构管理区域部分搬迁的，应重新认定。
(3)	放宽重大变化的报告期限	新办法将重大变化的报告期限由原来的十五天延长至三个月。
(4)	新增日常监督管理	若监管部门在日常管理过程中发现不符合认定条件的，将提请认定机构复核。
(5)	调整了取消资格的情形	新办法对取消资格的情形都新增了严重程度的要求；“偷、骗税等行为”不再作为取消资格的情形；而“未按期报告与认定条件有关重大变化情况，或连续2年没有填报年度发展情况表”被新纳入其中。
(6)	更改处罚措施	对于被取消资格的企业，其处罚由原来的“5年内不受理该企业的认定申请”，变为“由税务机关追缴其所享受的税收优惠”。

三、此次修订对企业的影响

鉴于此次修订在高新技术企业资格的认定条件、申请材料、监督管理方面发生的变化，律师建议企业在以下几个方面予以关注。

1. 对于尚未申请资格认定的企业：

- 1) 此次修订更新了《国家重点支持的高新技术领域》，比如扩充了服务业支撑技术，新增了“检验检测认证技术”、“现代体育服务支撑技术”、“智慧城市服务支撑技

3. 监督管理手续的变化

番号	变化	内容
(1)	再審査が廃止された	新弁法では、旧弁法で規定されていた資格の有効期間満了後の「再審査」手順が廃止された。つまり、新弁法実施後、資格の有効期間が満了した後、企業は改めて申請を行わなければならない。
(2)	全体移転の場合、資格は有効に存続することが明確にされた	新弁法ではハイテク企業資格の有効期間内に、企業が認定機関の管理区域外へ全体移転した場合、その資格は有効に存続することが明確にされている。但し、認定機関の管理区域外へ部分的に移転する場合には改めて認定を受けなければならない。
(3)	重大な変化が生じた場合の報告期限が延長された	新弁法では、重大な変化が生じた場合の報告期限が従来の15日から3ヶ月に延長された。
(4)	日常の監督管理が新たに追加された	監督管理部門は、日常の管理過程において、認定条件が満たされていないことを発見した場合、認定機関に再審査を要請しなければならない。
(5)	資格取消事由が調整された	新弁法は、資格取消事由について深刻さの度合いの要求を新たに追加した。「脱税、税金還付の詐取などの行為」は資格取消事由から外された。「認定条件に係る重大な変更事項を期日通りに報告せず、又は連続して2年間、年度発展状況を提出しないケース」は、資格取消事由に新たに追加された。
(6)	罰則の変更	資格が取り消された企業に対する処罰は、従来の「当該企業の認定申請を5年間受理しない」から「税務機関が税制優遇措置の適用を受けた部分の税金を追徴する」へと変更された。

三、今般の改正による企業への影響

今般の改正によりハイテク企業資格の認定条件、申請書類、監督管理の方面で変更が生じたため、以下の点に注意しておくことが望ましい。

1. 資格認定を申請していない企業：

- 1) 今般の改正により「国が重点的に支援するハイテク分野」が更新されたことで、サービス業のコア技術の範囲が拡大され、「検査検測認証技術」、「現代スポーツサービスのコア技術」、「スマートシ

術”，也淘汰了一些落后技术。故建议企业仔细对照更新后的《国家重点支持的高新技术领域》，判断自己的产品（服务）的核心技术是否在修订后的领域之内。

- 2) 新办法对企业的合规性要求提高，若企业准备申请资格认定，建议企业完善企业内部合规制度，加强企业在环境、产品质量、税务等方面的合规性。

2. 对于正准备申请资格认定的企业：

- 1) 由于认定条件发生了变化（见上文“二、修订要点”“1、认定条件变化”），建议企业结合新办法的认定条件进行自我评价。
- 2) 由于新办法新增了多种申请材料（见上文“二、修订要点”“2、申请材料变化”），建议结合后续正式出台的《高新技术企业认定管理工作指引》的相关文件要求以及相关政府部门的要求进行准备。
- 3) 加强企业内部合规性，建议结合后续正式出台的《高新技术企业认定管理工作指引》的相关要求以及相关政府部门的要求进行准备。

3. 对于已经获得资格认定的企业：

- 1) 由于新办法取消“复审”，在资格有效期满后，企业应按新办法重新申请资格认定，因此，新办法的修订变化也需予以关注。
- 2) 由于新办法明确异地整体搬迁，在资格有效期内，资格将继续有效。但跨认定机构管理区域部分搬迁的，应重新认定。故搬迁方式的选择上，也建议将资格认定作为重要参考因素，为避免重新认定，尽可能地进行整体搬迁；如果确实需要实施部分搬迁，应确保搬迁的部分能够符合资格认定的条件。
- 3) 由于新办法对改变了处罚措施，被取消资格后，企业会被税务机关追缴其所享受的税收优惠。建议企业关注新办法调整后的取消资格的情形，及时报告重大变化情况和上报年度发展情况，一旦发现可能存在被取消资格的风险应立即采取措施，防止被认定机构取消资格。

「サービスのコア技術」が新たに追加され、立ち遅れた技術がいくつか廃止されている。従って、企業は更新後の「国が重点的に支援するハイテク分野」と照らし合わせながら、自社製品（役務）のコア技術は改正後の分野に該当するかどうかを確認しておくことが望ましい。

- 2) 新弁法では企業に対するコンプライアンス要求が引き上げられ、資格認定の申請を計画している場合、社内のコンプライアンス制度を整備し、企業の環境、製品品質、税務などの方面におけるコンプライアンスを強化しておくことが望ましい。

2. 資格認定申請の準備をしている企業：

- 1) 認定条件に変更が生じているため（前述の「二、改正ポイント」、「1、認定条件の変化」を参照のこと）、新弁法下の認定条件と合わせて、自己評価を行っておくことが望ましい。
- 2) 新弁法では様々な申請書類が新たに追加されているため（前述の「二、改正ポイント」、「2、申請書類の変化」を参照のこと）、今後正式に公布される「ハイテク企業認定管理作業の手引き」の関係文書における要求及び関係政府部門の要求と合わせて、準備しておくことが望ましい。
- 3) 社内のコンプライアンスを強化しておくために、今後正式に公布される「ハイテク企業認定管理作業の手引き」の係る要求及び関係政府部門の要求と合わせて、準備しておくことが望ましい。

3. 資格認定獲得済みの企業：

- 1) 新弁法では「再審査」手順が廃止されているため、資格の有効期間満了後、企業は新弁法に従い、資格認定を改めて申請しなければならず、改正後の新弁法における変化にも注意を払う必要がある。
- 2) 新弁法では他地域へ全体移転する場合、有効期間内であれば資格は有効に存続するが、認定機関の管理区域外へ部分的に移転する場合には、新たに認定を受けなければならないことが明確にされているため、移転方式を選択するにあたっては、資格認定も念頭に置いて、再認定とならないよう、できる限り全体移転を進めて行くようにすることが望ましい。部分的移転をする必要がどうしてもある場合には、移転する部分が資格認定条件に合致した状況になければならない。
- 3) 新弁法では罰則が変更されており、資格が取り消された後、企業はこれまで税制優遇措置の適用により減免されていた税金を税務機関から追徴されることになる。従って、企業は新弁法下の資格取消事由に注目し、重大な変更事項、年度の発展状況を適時報告するようにし、資格を取り消されるおそれがあることを発見した場合には直ちに措置を講じ、認定機関から資格を取り消されないようにしておく必要がある。

另外，科学技术部、财政部、国家税务总局即将出台《高新技术企业认定管理工作指引》，这将使新办法中的相关政策更明确、具体、细化，建议企业同时关注该指引。

（里兆律师事务所 2016 年 06 月 24 日编写）

なお、科学技術部、財政部、国家稅務總局は、「ハイテク企業認定管理作業の手引き」を間もなく公布する予定であるが、これにより新弁法の関係政策の更なる明確化、具体化が期待される。従って、企業は本手引きについても注意を払うことが望ましい。

（里兆法律事務所が 2016 年 6 月 24 日付で作成）